

法第54条（外壁の後退距離）

外壁の後退距離に対する出窓の取扱い

第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域において、床面積に算入されない出窓は、建築物の外壁又はこれに代わる柱の面とみなさず、外壁の後退線に突出することができる。